

会議の進め方について

全体スケジュールについて

開催	実施内容
第1回	<ul style="list-style-type: none">○会議の進め方について<ul style="list-style-type: none">・全体スケジュール・オブザーバーの招へい等○防衛省・自衛隊におけるハラスメントの現況について<ul style="list-style-type: none">・防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み・防衛省・自衛隊における各種ハラスメントの相談件数等の推移・ハラスメントに対する認識【公表事項報告】<ul style="list-style-type: none">・元陸上自衛官に対するセクハラ（性暴力）事案（懲戒処分等）・特別防衛監察の状況等
第2回	<ul style="list-style-type: none">○各自衛隊の勤務環境・勤務態勢に関する特性とハラスメントに対する問題認識<ul style="list-style-type: none">・オブザーバーからのヒアリング○諸外国軍隊のハラスメント防止への取組
第3回)	<ul style="list-style-type: none">○事例の検証<ul style="list-style-type: none">・オブザーバー等からのヒアリング○講ずべき対策の検討○議論の集約○新たなハラスメント防止対策の提言

防衛省・自衛隊におけるハラスメントの現況について

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令	(平成28年防衛省訓令第17号)
パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人服(事)第99号。28.3.28)
パワー・ハラスメントホットラインについて (通知)	(防人服第6831号。28.3.31)
防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止に関する検討委員会の設置について (通達)	(防人服第13758号。26.9.17)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について (通達)	(防人服(防)第46号。2.1.31)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する人事教育局長が定める考慮事項等について (通知)	(防人服第1168号。2.1.31)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する人事教育局長が定める考慮事項等についての細部について (通知)	(防人服第1170号。2.1.31)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令	(平成11年防衛庁訓令第29号)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人1第1889号。11.3.31)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について (通達)	(防人1第2253号。11.4.19)
防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間について (通達)	(防人服第11627号。19.11.26)
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する訓令	(平成28年防衛省訓令第73号)
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人計(事)第465号。28.12.28)

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

防衛省・自衛隊において、ハラスメントの定義を訓令により下記のとおり定めている。

用語	防衛省	(参考) 一般職国家公務員
パワー・ハラスメント	パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令 (平成28年防衛省訓令第17号)	パワー・ハラスメントの防止等 人事院規則一〇一六(令和2年4月1日)
	階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為。	職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。
セクシュアル・ハラスメント	セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令 (平成11年防衛庁訓令第29号)	セクシュアル・ハラスメントの防止等 人事院規則一〇一〇(平成10年11月13日)
	他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動 (※性的な言動には性的指向や性自認に関する偏見に基づくものも含まれる。)	
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令 (平成28年防衛省訓令第73号)	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等 人事院規則一〇一五(平成28年12月1日交付)
	次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 ・妊娠したこと ・出産したこと ・妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと ・不妊治療を受けること 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 育児に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。 介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。	

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

啓発の実施

①教育、研修等の実施（1 / 2）

★代表的な研修を記載したものであり、他機関等においても研修を実施

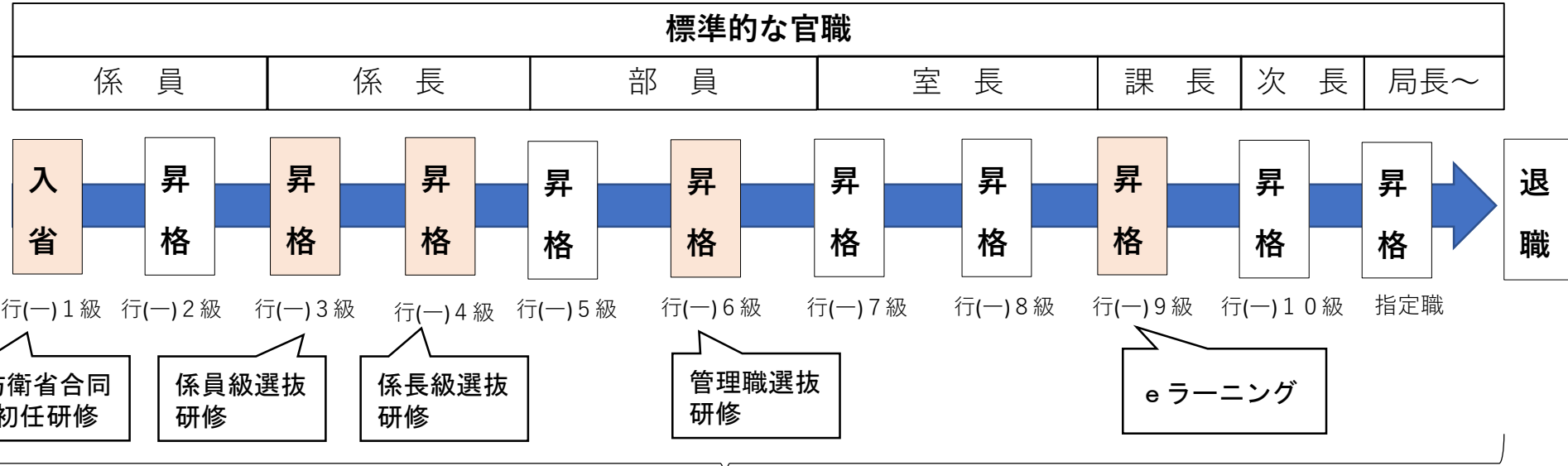
実施内容		具体的な内容	回数	対象者	実施根拠
パンフレットの配布		ホームページに掲載	—	全職員	各種訓令第6条第1項 各種通達第6項(1)
ポスターの掲示		通知文書により、ポスターの配布・掲示	1回／年	全職員	
教育	新たに職員となった者に対する研修	【内局】 防衛省合同初任研修 【陸】 自衛官候補生課程 一般陸曹候補生課程 【海】 採用者初任特別講習 一般幹部候補生講習 自衛官候補生課程 一般海曹候補生課程 【空】 一般幹部候補生課程 自衛官候補生課程 一般空曹候補生課程	1回／年 1～4回／年 1～4回／年 1回／年 2回／年 1回／年 1回／年 2回／年 1回／年	新規採用者	各種訓令第6条第2項
	新たに監督者となった職員 その他の職責等を考慮して防衛大臣が別に定める職員※ に対する研修	【内局】 係員級選抜研修 係長級選抜研修 管理職選抜研修 上級管理職育成研修 地方防衛局等上級研修／女性職員研修 e-ラーニング 【陸】 陸幕ハラスメント防止教育 上級幹部集合訓練 中隊長等集合訓練 【海】 将官教育 各隊長等講習 上級海曹講習／中級海曹講習 【空】 上級指揮官等講習 上級空曹課程／上級事務官講習	3回／年 2回／年 1回／年 1回／年 各1回／年 1回／年 8回／年 2回／年 3回／年 1回／年 適宜 各4回／年 4回／年 各4回／年	新たに監督者となった者 指定職・課長相当職員等に初めてなった者	各種訓令第6条第2項
	各機関等において、独自のハラスメント防止教育	【内局】 監督者向け集合教育／相談員向け集合教育 防衛駐在官研修 【陸】 ハラスメント防止教育（方面） 【海】 服務事故防止教育（総監部） 服務指導巡回講習 【空】 新着任幹部導入教育	年1回 年1回 年2回 適宜 月1回 年2回		

※防衛大臣が別に定める職員：指定職（防衛事務次官、防衛審議官、各機関等の長、防衛装備庁長官等）、本省課長級（各幕僚監部の特に重要な事務を所掌する部の長等）
各幕僚監部の課長、首席法務官 等

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

①教育、研修等の実施（2 / 2）

【内部部局事務官等の例】



毎年1回 文書によるハラスメント防止週間の通知、教育の実施
 毎年1回 監督者向け集合教育／相談員向け集合教育（該当者）

相談窓口の設置

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

○ より相談しやすい環境の整備のため、各所に相談窓口を設置

相談窓口 【担当部署】	相談対象者 (ハラスメント)	パワハラ	セクハラ	マタハラ	電話相談 可能日時	手法	設置根拠	備考
防衛省パワハラホットライン 【人事教育局サービス管理官付】	全職員 ※その家族等	○			平日 10:00～19:00	電話、メール、面談、郵送	パワハラ訓令第8条第3項 パワハラ通達第8項第4号	「パワー・ハラスメントホットラインについて（通知）防人服第6831号。28.3.31」で周知 ※「家族等」は対象外であるが、相談等を受けている。
防衛省セクハラ・マタハラホットライン 【人事教育局サービス管理官付】	全職員 ※その家族等		○	○	平日 10:00～19:00		セクハラ訓令第7条第3項 セクハラ通達第7項第4号 マタハラ訓令第7条第3項 マタハラ通達第6項第4号	「防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間について（通知）人服第13053号。21.11.18」で常設 ※「家族等」は対象外であるが、相談等を受けている。
弁護士相談窓口 【人事教育局サービス管理官付】	全職員	○	○	○	平日 10:00～18:00 (メール相談対応時間)	メール	令和○年度弁護士によるハラスメント相談窓口の設置について（通知）	年度毎に契約している4名（うち2名女性）の弁護士が割り振られた担当日に対応。
ハラスメント相談窓口の部外委託 【人事教育局サービス管理官付】	全職員	○	○	○	平日 19:00～21:00 土曜日 10:00～17:00	電話	なし	R4～契約準備中
部隊レベルの窓口 【次ページ参照】	所属隊員	○	○	○	次ページ参照			
公益通報窓口 ①【大臣官房文書課】 ②【防衛装備庁長官官房監察監査・評価官】	①防衛省本省職員及び退職者				平日 09:30～18:15	電話、メール、郵送	①防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第49号）	各機関等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各防衛局及び各支局）の総務担当部署に設置
公益通報窓口 (ヘルプライン窓口) ①【大臣官房文書課】 ②【防衛装備庁長官官房監察監査・評価官】	②防衛装備庁職員及び退職者	○	○	○		メール、郵送	②防衛装備庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令（平成27年10月1日防衛装備庁訓令第29号）	契約弁護士3名による対応
防衛監察本部ホットライン 【防衛監察本部総務課】	全職員、外部	○	○	○	平日 09:30～18:15 (12:00～13:00を除く)	電話、メール、FAX、郵送	「防衛施設庁入札談合再発防止に係る抜本的対策報告書」（H18.6.16）	
苦情申立て 【人事教育局サービス管理官付】	全職員 (備考欄の各所属職員)	○	○	○	指定なし	書面、口頭	苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号）	各機関等（内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、各幕僚監部、統合幕僚学校、部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、各防衛局、防衛装備庁）の人事担当部署等に設置
ハラスメント相談員	全隊員（備考欄の各所属職員等）	○	○	○		電話、メール、面談等	パワハラ訓令第8条 セクハラ訓令第7条 マタハラ訓令第7条	各訓令により官房長等が設置（官房長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁）

防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

相談窓口の設置

※ 部隊レベルの窓口

陸上幕僚監部
ホットライン【電話】
受付時間：平日1000～1715

各方面総監部
相談窓口【対面】
(ホットラインと呼ぶこともある)

師旅団
相談窓口【対面】
心理幹部【対面】
相談員（2名以上）【対面】

中隊
相談員（2名以上）【対面】
※駐屯地が複数に分かれている場合、全てに配置される場合もある

海上幕僚監部
ホットライン【電話・メール】
受付時間：平日1000～1900

**各総監部
基地隊**
相談窓口【対面】
カウンセラー【対面】

**艦艇部隊
航空部隊
陸上部隊**
相談員（2名以上）【対面】
※艦艇が港を出ても、陸上と艦艇に相談員が配置されている。

航空幕僚監部
ホットライン【電話】
受付時間：平日0830～1715

**航空総隊司令部
航空支援集団司令部
航空開発実験集団司令部
各方面隊司令部**
相談員（2名以上）【対面】

航空団
相談員（2名以上）【対面】

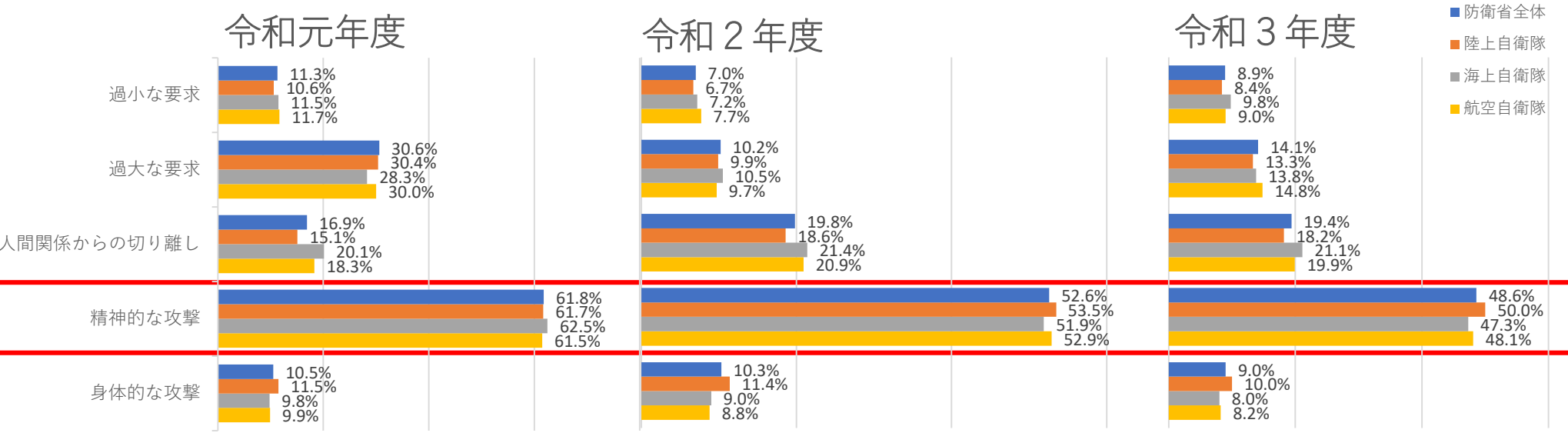
部隊
相談員（2名以上）【対面】
※部隊が複数に分かれている場合、全てに配置される

- ② **ハラスメントに係るアンケートの実施**（パワハラ訓令第7条、パワハラ通達第7項）
 - ・防衛省職員（官房長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長、防衛装備庁長官、学生及び生徒を除く。）を対象に、「職員の勤務実態及び意識に関する調査」を年1回実施
 - ・規則上は「パワハラ」となっているが、実質全てのハラスメントに関して調査を実施
 - ・調査は部外委託し、結果については各機関等にフィードバックし、教育への反映や調査を実施

【パワー・ハラスメント】

パワハラを受けたことがあると回答したもののうち、「行為」についての傾向は下図のとおり。

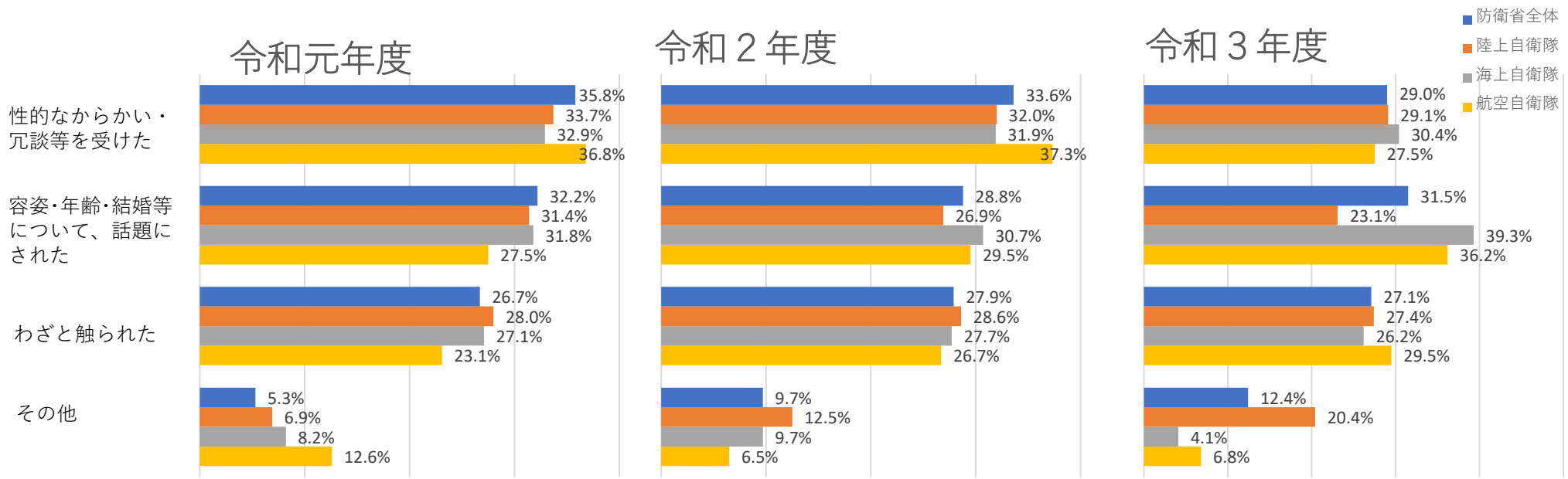
- 過去3カ年、受けたパワハラの行為類型として回答されたものは、「精神的な攻撃を受けた」と回答したものが最も多い。
- 陸海空3自衛隊においてもその傾向に変化はない。



【セクシュアル・ハラスメント】

セクハラを受けたことがあると回答したもののうち、「行為」についての傾向は下図のとおり。

- 受けたセクハラの実態として回答された上位3つは、順位に変動はあるものの、「性的なからかい・冗談等を受けた」「容姿・年齢・結婚等について、話題にされた」「わざと触られた」となっている。
- 陸海空3自衛隊においてもその傾向に変化はない



～ パワハラ・セクハラ相談の基本的な流れ ～

通報及び相談の受付

苦情相談の受付

- ◎ 相談方法、日程の決定

【面談の場合】

- ◎ 会議室の確保（通達（別紙第2）第2の1(4)）
他の職員からは見聞されない遮断された場所
- ◎ 相談員の決定（通達（別紙第2）第2の1(1)(2)）

原則として2人に対応。相談者の希望があれば、同性（相談者の希望する性）の相談者が同席（主担当）

【相談対象者の範囲】（通達第8項）（通達第7項）

- 1 他の職員からハラスメントを受けた職員からの通報及び相談（苦情の申し出）
 - 2 他の職員からハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員からの通報及び相談
 - 3 他の職員がセクハラをされているのを見て不快に感じる職員からの苦情
 - 4 部下等からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの通報及び相談
 - 5 職員からのパワハラに関する相談を受けた相談員からの通報及び相談
 - 6 職員がパワハラを受けているのを見た他の職員からの通報及び相談
- ※ 非常勤職員等からの通報及び相談も対象となる

相談者（被害者）からの事情聴取

- ◎ 主な聴取事項（通達（別紙第2）第2の2）
 - ・相談者と加害者とされる者との関係
 - ・相談の内容等 いつ、どこで、だれが、何を、どのように行われたか（時系列に）
 - ・加害者とされる者に対して相談者がとった対応
 - ・目撃者、証拠等の有無
 - ・相談者の上司や同僚に相談したか
 - ・相談者の求めているもの（ハラスメント行為の停止、加害者の謝罪、加害者の処分、配置換等）
 - ・調査期間等の目途（対応の緊急性の確認）
 - ・相談者の心身の状況
 - ・相談者に対する了解事項

関係者（加害者とされる者、目撃者等）からの事情聴取、人事担当部署への報告

相談者からの聴取内容によっては、相談者の了解を得て人事担当部署とともに対応

- ◎ 聴取記録の作成及び確認（通達（別紙第2）第2の2(3)）

加害者とされる者からの事情聴取

※相談者からの了解を得て実施

- ◎ 主な聴取事項（通達（別紙第2）第2の3）
 - ・ 相談者との関係
 - ・ ハラスメント等の事実関係
相談者が主張している事実関係の有無等
 - ・ 目撃者、証拠等の有無
 - ・ ハラスメントとの認識の有無
 - ・ 行為後の相談者との関係
 - ・ 加害者とされる者の弁明

相談者との話合いや報復の禁止を確認

- ◎ 聴取記録の作成及び確認

第三者からの事情聴取

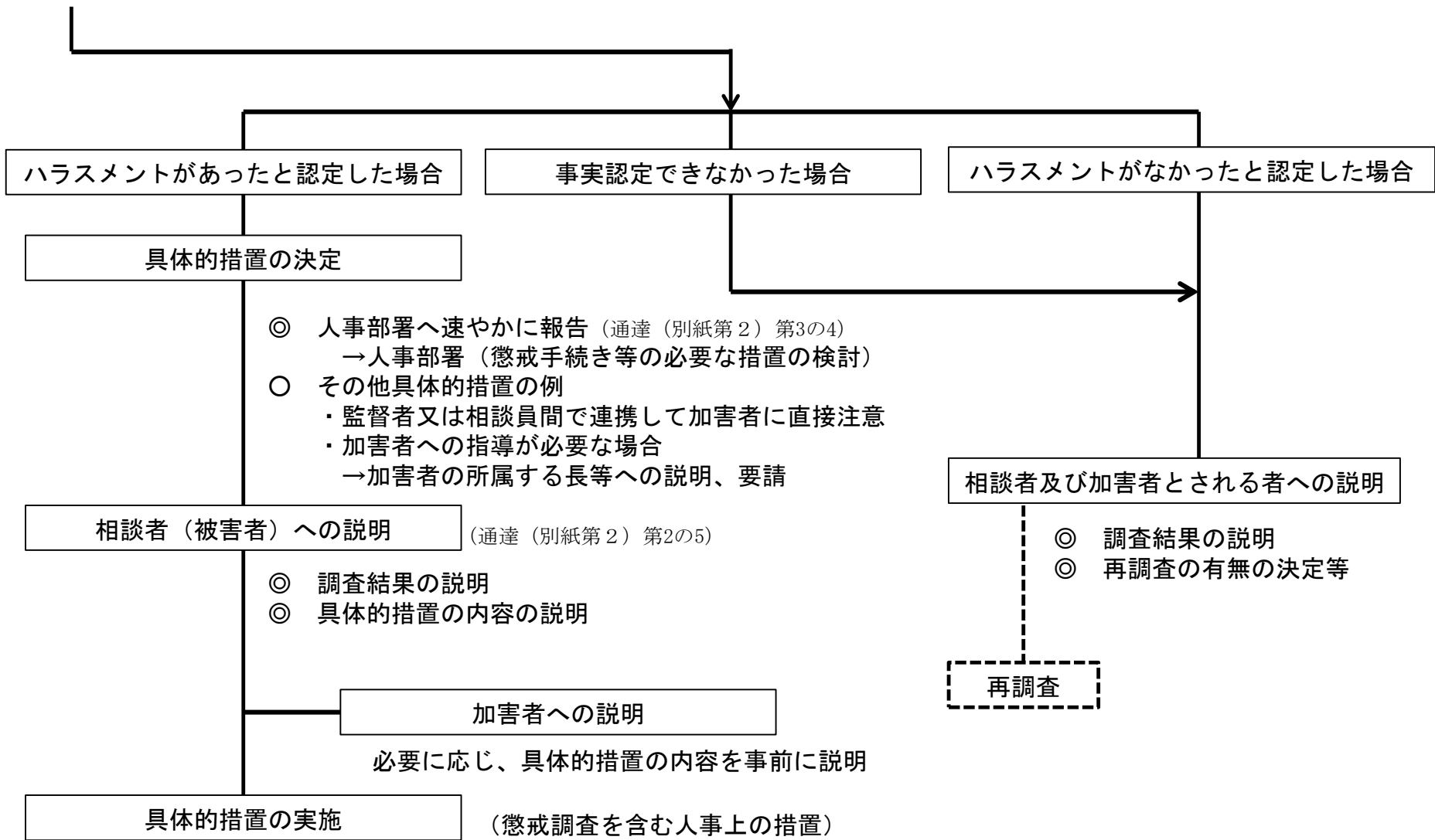
※相談者からの了解を得て実施

事実関係の聴取を行うとともに、目撃者等の第三者からも事情聴取を行う
事実関係に相談者と加害者とされる者の主張に不一致がある場合など、必要があれば目撃者等の第三者からも事情聴取を行う

- ◎ 主な聴取事項（通達（別紙第2）第2の4）
 - ・ 相談者と加害者とされる者と第三者との関係
 - ・ ハラスメント等の事実関係・相談者及び加害者が主張している事実関係の有無等
 - ・ 目撃者、証拠等の有無
 - ・ 行為前後の相談者と加害者とされる者の状況

秘密の厳守を確認

- ◎ 聴取記録の作成及び確認



防衛省・自衛隊における各種ハラスメントの相談件数の推移

- 平成28(2016)年 4月：パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令を制定し、パワハラホットラインを新設
 12月：セクハラホットラインの対象にマタハラ等を含めて拡充
 → 各種ハラスメントホットラインが整い、教育、ポスター等による周知により、次第に浸透
- 令和元(2019)年 5月：幹部職員（指定職・課長相当職員等）に就任した者に対するハラスメント教育義務化
 → 職場におけるハラスメントに対する意識の高まり
- 令和2(2020)年 3月：パワハラ懲戒処分の厳罰化
 → ハラスメントは厳格に対処されるべきものとの意識の浸透

○ こうした一連の取組や社会においても相次ぐハラスメント事案に対する注目・非難の高まりを通じて、ハラスメントは、相談・通報し、厳格に対処されるべきものとの意識が浸透してきているものと考えられる。一方で、相談件数は近年大幅に増えており、防衛省・自衛隊として、その推移について、強い意識で注視してきたところ。

パワー・ハラスメント		28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
件相 数談	内局ホットライン	92	140	252	519	1,010	1,706
	各機関等相談窓口	96	139	271	419	332	444
	合計	188	279	523	938	1,342	2,150

セクシュアル・ハラスメント		28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
件相 数談	内局ホットライン	17	9	26	73	60	82
	各機関等相談窓口	51	30	62	55	59	56
	合計	68	39	88	128	119	138

妊娠、出産、育児又は介護 に関するハラスメント		28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
件相 数談	内局ホットライン	0	8	14	8	7	23
	各機関等相談窓口	0	0	0	0	0	0
	合計	0	8	14	8	7	23

防衛省・自衛隊における各種ハラスメントの懲戒処分件数

		免職	降任	停職	減給	戒告	計
平成30年度	パワハラ	5		35	28	9	77
	内局等			1			1
	陸上自衛隊	5		26	16	9	56
	海上自衛隊			8	8		16
	航空自衛隊				4		4
	セクハラ	2		11	4	1	18
	内局等			1	1		2
	陸上自衛隊	1		4	3		8
海上自衛隊	1		4			5	
航空自衛隊			2		1	3	
令和元年度	パワハラ			34	18	16	68
	内局等						
	陸上自衛隊			24	14	14	52
	海上自衛隊			9	3	1	13
	航空自衛隊			1	1	1	3
	セクハラ	2		11	1		14
	内局等						
	陸上自衛隊	2		7			9
海上自衛隊			1	1		2	
航空自衛隊			3			3	
令和2年度	パワハラ			45	31	9	85
	内局等			2			2
	陸上自衛隊			10	25	9	44
	海上自衛隊			26	3		29
	航空自衛隊			7	3		10
	セクハラ	4		25	3		32
	内局等			1			1
	陸上自衛隊	4		14	2		20
海上自衛隊			4	1		5	
航空自衛隊			6			6	
令和3年度	パワハラ			83	42	11	136
	内局等			1	1		2
	陸上自衛隊			50	21	9	80
	海上自衛隊			27	16	2	45
	航空自衛隊			5	4		9
	セクハラ	5		25	7		37
	内局等			2			2
	陸上自衛隊	2		14	4		20
海上自衛隊	3		7	2		12	
航空自衛隊			2	1		3	

防衛省・自衛隊における各種ハラスメントを原因とした訴訟件数

令和4年11月4日
訟務管理官付

ハラスメントに関し提訴された件数（係属機関別、平成29年度～令和4年度8月末まで）

	陸	海	空	防大	合計
パワハラ	17	4	3	1	25
合計	17	4	3	1	25

注：セクハラ及びマタハラ等においては0件。